

人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク



全国就労支援事業者機構ニューズ

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9
認定特定非営利活動法人
全国就労支援事業者機構
電話 03-3225-0545
FAX 03-3225-0381

E-mail:
jigyosya@siensha-kiko.net
URL:
https://www.siensha-kiko.net/

Vol. 40 令和元年 10 月

更生保護制度施行 70 周年記念全国大会が開催されました

令和元年10月7日(月)午後1時から、東京丸の内東京国際フォーラムにおいて、天皇皇后両陛下ご臨席のもと、更生保護施行70周年全国大会が開催され、主催者として全国機構榊原会長が出席しました。

更生保護制度は、刑務所から釈放された人、執行猶予の判決を受けた人、保護観察処分を受けた少年など、これから社会において更生に取り組む人の指導や支援を行うことにより再犯を防ぐ仕組みです。また、孤立や困窮などのため悪事に陥りそうな人々を支えることにより、犯罪を未然に防ぐ活動も更生保護の役割です。その源流は、明治21年、監獄を出獄した人の保護を目的として設立された静岡県出獄人保護会社に求められます。同保護会社の設立趣意書には、「出獄人のうち、不幸薄命にして社会の門戸に入り正当の職業に就く能わざる者を保護し、良民たらしめ・・・内にはその幸福を増進し、外には社会の安寧を維持せん」とあり、当時から就労の重要性が指摘されていました。昭和24年に犯罪者予防更生法が成立し、仮釈放制度、保護観察制度、保護司制度、仕事や住居のない人の支援制度など近代的な更生保護制度が開始され、今年で70年を迎えます。

これを記念して、全国から4,200人余りの更生保護関係者が集まり、功労者の表彰などの式典が行われました。天皇陛下は次のようなおことばを述べられました。



〔天皇陛下のおことば〕



我が国の更生保護は、保護観察官のほか、保護司、更生保護施設、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主など、多くの民間篤志家の努力によって支えられてきました。社会奉仕の精神と思いやりに基づいたこれらの人々の努力が、過ちを犯してしまった人の社会復帰と再犯防止のための力となり、平和で安全な社会をつくるために果たしてきた役割には、誠に大きなものがあります。長年にわたり、人知れぬ苦労を重ねながら、地道にそれぞれの地域の力となり、献身的に更生保護を支えてきた多くの関係者の努力に深く敬意を表

します。近年、高齢化の進展や、人間関係の希薄化など、更生保護の仕事にも、新たな難しさが加わってきていると伺っています。この70年にわたる歴史を通して積み重ねてきた良き伝統を引き継ぐとともに、皆さんが力を合わせてこの制度の一層の充実を図り、明るい地域社会の実現を目指して、更に貢献していかれることを願い、大会に寄せる言葉といたします。

式典の最後に、大会宣言「・・・この大会を契機として、保護司、更生保護役職員、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主や就労支援事業者機構など更生保護関係者一同は・・・安全で安心な誰一人取り残さない社会の実現に寄与していくことを誓います」が発表されました。

式典に続き、法務省今福保護局長の司会により研究協議が行われました。東京都の協力雇用主：株式会社S-T E K T 代表取締役 清水孝弘氏が協議員として、会社での取組みを報告しました。「協力雇用主としてよかったことは、企業にとっていい人材とつながることができたこと。雇入れる前は、暴力沙汰や金員の紛失などを心配していたが、彼らは『必死に働く』という強い向上心がある。会社の責任者として活躍している者もいる。課題もある。一般の雇用と同じように、ミスマッチ(向き不向き)がある。就労先でうまくいかなかったとき、他の協力雇用主に円滑に転職できる仕組みがあればよいと思う。そのためには、協力雇用主の組織的な連携が大切である。二つ目の課題は、協力雇用主制度に対する企業の姿勢である。

利益のみを追求し、低賃金で雇える制度であると考え、再犯を惹起しかねない。」とこれからの協力雇用主制度の在り方について、示唆に富む意見を述べられました。

就労支援事業者機構の動き

全国機構

●定款の改正が認証されました。

全国機構の設立後 10 年が経過しました。この間、出所者等に対する官民の就労支援事業は拡大し、当機構の取組みも多様化してまいりました。また、特定非営利活動法人として、社会全体に対して、透明性の高い公益的な事業を進めていくことが従来にも増して求められています。そこで、当機構の定款を時代の変化に即したのものとなるよう見直し、本年 5 月 20 日の通常総会において定款改正を承認いただき、所轄庁（東京都）から令和元年 8 月 29 日付で認証の通知がありました。

主な改正点は以下のとおりです。

○ 就労支援実施団体として事業内容を明示しました。

改正前の定款では、事業内容について「就労支援事業を行う都道府県機構に対する連絡、調整、助成」などと記述し、就労支援の方法や支援対象の具体的な記述はありませんでした。そこで、①協力雇用主の拡大及び協力雇用主による雇入れの助長、②犯罪や非行をした人（就労支援対象者）の就職活動に対する支援、③就労を促進するための身元保証、④公的な就労支援事業に対する協力・受託など機構が取り組むべき就労支援の内容を具体的に示しました。

○ 受刑者等を就労支援対象に加えました。

最近では、矯正施設収容中に就職内定を受ける者が就職決定数の 3 分の 1 を占めており、受刑者等に対する就労支援のニーズが高くなっています。そこで、刑務所受刑者や少年院在院者を就労支援の対象に加えました。これにより、就職先を早期に確保し釈放前からの確実な就労準備を進めることとされています。

○ 就労支援事業以外の一般的な連携、交流、啓発等の項目は削除しました。

以上の見直しにより、会費等の収益を就労支援事業に集中的に投入し、就労に特化した適正かつ効率的な事業の充実を図ることとしています。

●経済同友会会員に対し刑務所出所者等の雇用について協力を要請。

10 月 16 日、経済同友会の会員を対象とした「再犯防止施策に関する説明会」が開催されました。

講師として招かれた法務省今福保護局長は、○同友会会員のグループ企業を協力雇用主として登録していただきたいこと、○協力雇用主である中小企業を経済界として何らかの形で評価してほしいこと、○労働市場で不利な立場にある障害者、刑務所出所者等の新たな活躍の場として有望な農業分野での雇用創出の取り組み（農福連携）に経済団体としての参画していただきたいこと、等の協力を要請しました。



今福保護局長の講演の様子

引き続き、全国機構の西村事務局長から、国全体の就労支援事業の中での就労支援事業者機構の役割と実績を説明し、民間分野の就労支援の取り組みに対し経済界の支援をお願いしました。

経済同友会の橋本専務理事は「安全・安心な社会づくりに貢献することは、企業の社会的責任でもあり今後我々ができることは何かを考えていきたい」と応えました。

●千葉刑務所見学

9 月 18 日、千葉刑務所にて令和元年度第 1 回刑務所見学会を実施しました。

千葉刑務所は刑期 10 年以上の成人男子受刑者のほか、成田国際空港に近いこともあり、多国籍の外国人受刑者を収容しています。

長期の受刑者を収容していることから、刑務作業においては計画的に技能向上を図り、高品質の製品を生み出しています。桐ダンス、一枚板を使用したテーブル、紳士靴などの革製品、救命胴衣などレベルの高い技能を要する刑務作業もあり、品評会で大臣表彰を受けた者もあり、釈放後にその技能を活かして就労自立した者もいます。職業訓練については、溶接、介護サービス、ビジネススキルなど多様な能力開発を受けることができるようにしています。無期懲役の受刑者が過半数を占めていますが、技能を通して社会に貢献したいという意欲を持つ者が少なくありません。

明治 40 年に完成した本館が現存しており、レンガ造りのイタリア式洋風建物で、刑務所とは思えない特徴的な外観でも知られています。「明治の 5 大監獄」の一つであり、文化財として高い価値を有しています。



千葉刑務所正門

都道府県機構

● 地方別就労支援協議会

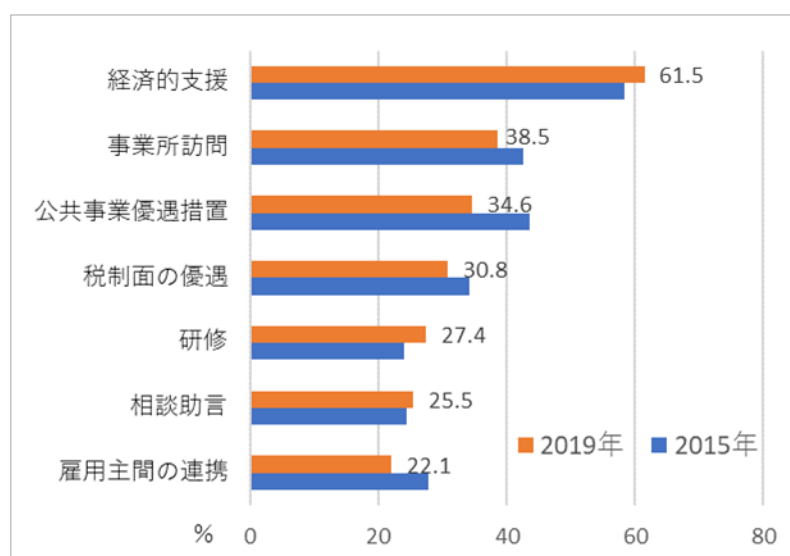
昨年度、法務省保護局と全国機構の共催で実施した地方別就労支援協議会を、本年度は矯正局・保護局・全国機構の共催とし、全国8ブロックにおいて、矯正施設、保護観察所、都道府県就労支援事業者機構などが出席して、協議及び意見交換をすることとしています。

すでに6ブロックで実施されましたが、いずれも、矯正施設から都道府県機構の活動について説明を求められ、各機構が協力雇用主及び対象者に対する支援内容について詳細な説明をしました。多くの機構が、支援ケースの事例を資料として提出し、ケースに応じたきめ細かな支援の状況を発表していました。矯正施設からは、「すでに機構との間で良好な連携関係ができています」「就労の難しい受刑者の支援について機構が率先して受けてくれている」など、保護観察所だけでなく、矯正施設との間で良好な関係が保たれている様子が窺えました。

数字で見る就労支援

協力雇用主が求める支援 (2019 協力雇用主アンケート (法務省) : 2015 協力雇用主アンケート (全国機構))

協力雇用主が希望する就労支援項目をみると、「経済的支援」が61.5%で過半数を占めています。国及び都道府県機構は、様々な経済的助成を行っており、主な目的は、○雇入れの奨励、○雇入れ経費の助成、○就労定着の奨励となっています。近年、帰る先がなく所持金の少ない釈放者が増加しており、雇用主が就労に際し、本人の費用を負担するケースが多くなっており、効果的な真に必要なとされる経済的支援方策を検討する必要があります。続いて「雇入れ後の事業所訪問」が38.5%となっており、全国機構としても、職場定着支援など、雇入れ後の見守りに重点を置いているところです。



また、「研修」「相談助言」が2015年に比べ増加しています。職場定着指導とともに、雇用主に寄り添ったきめ細かな支援に努める必要があります。

本人費用の負担の増加に関連して、2019年のアンケートでは、雇入れの際の住居確保の有無を聞いています。半数近くの47.7%の協力雇用主が住居を準備したと答えています。準備した住居については「社員寮」51.1%、「賃貸住宅」43.3%となっており、雇用に際し新たにアパートを借り上げるケースが目立っています。住居負担に関し雇用主が求める支援については、「入居後の見守りや生活支援」が50.9%、「住居提供をする雇用主に対する経済支援」が44.8%、「賃貸契約の際の身元保証」が41.1%などとなっています。国の再犯防止推進計画において、「住居の確保を困難にしている要因を調査し、身元保証制度の在り方の見直しなど所要の施策を実施する。」としており、法務省、全国機構などが合同で検討をしています。

2020年(令和2年)更生保護カレンダー『平山郁夫画伯作品集』

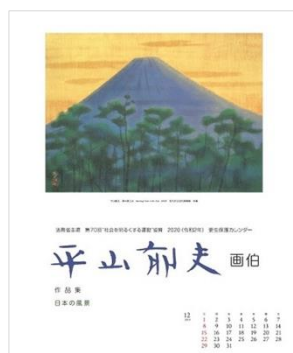
更生保護法人日本更生保護協会では2020年(令和2年)用の更生保護カレンダーを作成しました。

卓上型カレンダーは使用後ポストカードとして活用でき、11・12月の裏に「協力雇用主」を紹介しています。

7枚の絵は平山郁夫画伯の日本の風景をテーマにした作品です。

お申し込みは日本更生保護協会のホームページをご覧くださいの上、メール又はFAX03-3356-7610にてお願いします。 ※100部以上は名入れが可能です。

<https://www.kouseihogo-net.jp/hogokyoukai/calender.html>



▲ 卓上型カレンダー
700円

◀ 壁掛けカレンダー
1,000円



都道府県就労支援事業者機構便り 広島県の巻

広島県就労支援事業者機構 常務理事 間 所 了

1 広島県機構の設立

当機構は平成22年4月に、県内の経済界の協力を得て設立されました。会長は、中国地方を中心に活動を行う企業や団体を会員とする中国経済連合会の会長（中国電力(株)会長）であり、他の経済団体の長や更生保護施設・更生保護団体の長も理事に就任いただいています。

2 広島県機構の主な取り組み

〈就労支援員の配置〉

当機構では、協力雇用主会の設立されている保護区を中心に各保護司会より推薦いただいた就労支援員が県内全域に16名、更生保護施設より推薦いただいた就労支援員が1名の計17名在籍しています。

これは全国的にも先駆的な取り組みではないでしょうか。これにより支援対象者の居住する地域の雇用情勢や事業所に関する情報収集も容易く、よりきめ細やかな支援が可能になりました。

月に1度、全就労支援員と事務局、保護観察所の就労支援担当の職員が集まり、情報交換や勉強会を行っています。今後は、全23保護区での就労支援員配置を目指します。

〈就労体験セミナー〉

平成26年1月から平成27年2月までの間、広島県から委託を受けた就労支援事業の一環として最長5日間の就労体験セミナーを実施しました。支援対象者は希望する職種の協力雇用主のもとで就労に向けた生活リズムや心構えを身につけることができ、協力雇用主は支援対象者の仕事に対する適性などを見ることができます。セミナー体験後の雇用につながる場合も多く、協力雇用主や保護司等からの要望により、平成28年度からは広島県機構独自の事業として運用を開始しました。セミナー体験時には機構で傷害保険を契約し、不慮の事故に備えています。セミナー終了後は体験日数と体験時間に応じて、機構から支援対象者に報奨金を、協力雇用主には謝金をお支払いしており、セミナー体験中は協力雇用主から支援対象者への給与の支給はありません。今後は、広島県から受託予定の再犯防止推進モデル事業の一環でも運用していくことになっています。



広島県機構のスタッフ



〈広島弁護士会との連携〉

平成30年5月に広島弁護士会と就労支援協定を締結しました。この協定は広島弁護士会に所属する弁護士が担当する今後就労をして更生を希望する者について、機構の支援制度を利用することにより裁判の前から支援を開始し、就労することによって地域社会の中での更生を目指すことができます。これからも担当弁護士と就労支援員が協力し、支援対象者に寄り添いながら支援を続けていきます。

← 弁護士会との就労支援協定調印式

3 就労支援を行う中での課題

当機構は、広島弁護士会や広島県との連携の中で、保護観察の所管でない者の支援も行っています。その場合、協力雇用主に対する公的な支援制度の利用ができず、機構の給与支払助成（最大12万円）のみとなります。国の就労奨励金制度や身元保証制度に類似するような制度があれば支援する側も協力雇用主に受入れ要請をし易くなります。

機構の二種会員の拡充による資金の充実はもちろんのこと、より効果のある支援が可能となるよう各機関に働き掛けを行っていきたいと思います。